

しまね短期仕事体験事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）は、学生が事業所における就業体験をとおして自らの専攻、将来の職業選択及び就職活動における志望業種・職種の決定に活かすとともに、県内事業所への理解を深めることによる県内就職促進と就職後の職場適応力を高めることを目的として、しまね短期仕事体験事業（以下「短期仕事体験」という。）を実施する。

(対象学生)

第2条 対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象学生は、県内外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生で最終学年を除く者（ただし、1年制の学校は最終学年を含み、高等専門学校の学生は4年生以上に限るものとする。）とする。
- (2) 短期仕事体験にあたって次のことを順守する者
 - ・実施期間の満了まで実習の実施に努めること
 - ・受入事業所の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと
 - ・故意により受入事業所、第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償すること

(対象事業所の実施要件)

第3条 対象事業所は、次の要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 島根県内に事業所を有する企業等
 - (2) 本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある企業等
- 2 学生の受入にあたり、当財団より受入事業所に対して謝金、施設の借料、設備の損料等の支払いはしないものとする。

(実施形態・期間・時期)

第4条 実施形態・期間・時期については、次のとおりとする。

- (1) 実施形態 対面、オンラインのいずれかとする。
- (2) 実施期間 下記表のとおりとする。

	夏期	春期
実施期間（原則）	3日以上	3日以上
実施時期（予定）	8～9月末（夏休み）	2～3月末（春休み）

(短期仕事体験の内容等)

第5条 短期仕事体験の内容は、次条第2項第1号に規定する「しまね短期仕事体験実施計画書」に基づき行うものとする。

- 2 対象事業所は、会社説明等だけでなく就業体験等をとおし県内企業等への理解促進効果が高められるプログラムを実施するものとする。
- 3 財団は、複数の対象事業所での就業体験等を組み合わせたプログラムを実施することができるものとする。

(事業所の申込手続)

- 第6条 短期仕事体験の受入を希望する事業所は、本要領に基づき「ジョブカフェしまね」サイト申込フォームより申込みものとする。
- 2 短期仕事体験受入事業所は、受入学生決定後次の書類を財団へ提出するものとする。
- (1) 「しまね短期仕事体験実施計画書」
 - (2) 「しまね短期仕事体験実施報告アンケート」

(学生の参加申込手続)

- 第7条 短期仕事体験に参加を希望する学生は、「しまね登録」への登録を必須とし、本要領に基づき「しまね短期仕事体験参加申込書」を財団に提出する。なお、「学生証の写し」を必ず添付することとする。

(短期仕事体験実施事業所の決定)

- 第8条 前条の参加申込手続が完了した学生の短期仕事体験実施事業所の決定については、当該学生の前条に規定する参加申込書の希望理由及び事業所の募集内容を勘案し、必要に応じ事業所と協議の上、財団において行うものとする。
- 2 事業所の調整及び決定については申込学生にメールにより随時連絡をするものとする。なお、短期仕事体験の詳細については、学生本人に直接メールにて、実施日の10日前までに「しまね短期仕事体験実施計画書」により通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第9条 財団は、短期仕事体験参加学生に対し、しまね就職活動等応援助成金交付要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

(実習中の事故等への対応)

- 第10条 参加学生が本事業の体験中(自宅又は宿泊先と受入事業所との移動時を含む。)の傷害、事故等に備えて、別途「ジョブカフェしまね」サイトに掲示する傷害保険及び賠償責任保険に加入する。
- 2 参加学生が、受入事業所又は第三者に対し、傷害又は損害を与えた場合は、法令等に従って前項の保険により処理をするものとし、財団は保険の範囲を超えて責任を負わない。
- 3 参加学生は、自身の在籍する学校等で同様の保険への加入有無の確認をするものとし、当該保険に未加入の場合は当該学生自身が保険に加入することを推奨する。

(その他)

- 第11条 本要領に定めるほか必要な事項については、財団、学校及び受入事業所との協議の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(適用関係)

- 2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降の短期仕事体験に適用し、令和6年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。